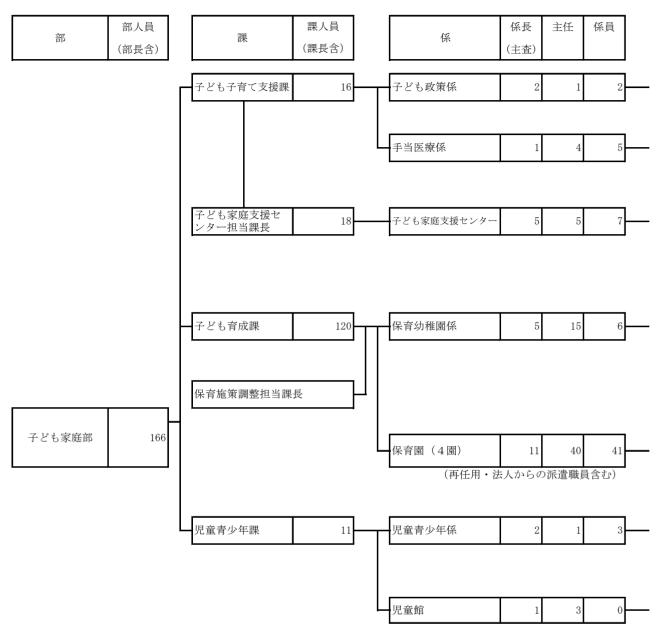
7. 子ども家庭部の組織及び事務分掌

(令和6年4月実数)



(1)全児童対策に関する総合的な調整に関すること。(2)子どもの権利に関すること。(3)子どもに係る基本計画に関すること。 (4)公益財団法人武蔵野市子ども協会に関すること。(5)いじめ問題調査委員会に関すること。(6)部内の企画調整に関すること。(7)部内及び課内の庶務に関すること。

(1)子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童育成手当に関すること。(2)子どもの医療費助成に関すること。(3)ひとり親家庭等医療費助成に関すること。(4)ひとり親家庭等住宅費助成に関すること。

(1)子育てに係る総合的な相談指導に関すること。(2)児童虐待の防止に関すること。(3)養育家庭制度に関すること。(4)子ども・子育て支援事業の企画、立案及び実施に関すること。(5)子育て支援施設に関すること。(6)子育て支援ネットワークの運営に関すること。(7)母子保健の相談等に関すること。(8)母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。(9)母子、父子及び女性福祉資金貸付けに関すること。(10)児童福祉法による母子生活支援施設の入所に関すること。(11)配偶者等暴力被害者の支援に関すること。(12)こども家庭センターに関すること。

(1)保育事業の計画及び保育のガイドラインに関すること。(2)子ども・子育て支援法による保育の必要性の認定に関すること。(3)児童福祉法による保育所等の利用調整に関すること。(4)保育所運営費及び保育所等の利用者負担(保育料)に関すること。(5)地域型保育事業の認可等に関すること。(6)子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。(7)市立保育所等の経営改善、保育計画、庶務、経理に関すること。(8)民間保育所に関すること。(9)認定こども園に関すること。(10)認可外保育施設に関すること。(11)保育所等の指導検査に関すること。(12)その他保育サービスに関すること。(13)私立幼稚園の認可、指導等に関すること。(14)私立幼稚園在園者の保護者に対する補助金に関すること。(15)私立幼稚園に対する補助金に関すること。(16)課内の庶務に関すること。

(1)保育園に関すること。(2)保育所地域活動事業に関すること。(3)地域型保育事業を行う施設との連携に関すること。

(1)児童及び青少年の健全育成に関すること。(2)青少年問題協議会に関すること。(3)青少年活動に関すること。(4)青少年団体の育成指導に関すること。(5)自然の村に関すること。(6)子ども自然体験推進に関すること。(7)学童クラブに関すること。(8)地域子ども館事業に関すること。(9)課内の庶務に関すること。

児童館に関すること。